

アイランドシティまちびらき 20 周年記念式典に関連するイベント

の登録承諾にかかる取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、アイランドシティまちびらき 20 周年実行委員会（以下「実行委員会」という。）が開催するアイランドシティまちびらき 20 周年記念式典に関連して法人その他団体が実施するアイランドシティの魅力発信を目的としたイベント等（以下「関連イベント」という。）の登録にかかる事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 関連イベントの登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、実行委員会事務局長（以下「事務局長」という。）に提出しなければならない。ただし、事務局長が特別な理由があると認めるときは、その限りでない。

(1) 申請者に関する書類として次に掲げるもの

- ア 定款、規約、会則その他これに類するもので、申請者の組織活動の根本規則と認められるもの
- イ 申請者の役員及び関連イベント関係者の名簿
- ウ 活動内容に関する資料
- エ その他事務局長が必要と認める書類

(2) 関連イベントに関する書類として次に掲げるもの

- ア イベントの企画書（講演を行う場合にあっては、その内容がわかるもの。）
- イ 収支予算書（一般の参加者から参加料を徴収する場合に限る。）
- ウ 募集に係る広報物等
- エ その他事務局長が必要と認める書類

- 2 事務局長は、前項の規定により提出された申請書の記載事項に不備があるとき又は申請書に資料の添付がないときは、補正依頼書（様式第2号）により、相当の期間を定めて、その補正を命じることができる。
- 3 事務局長は、第1項の規定による申請がなされた場合において、申請者が前項の規定による補正に応じないときは、当該申請を却下することができる。この場合において、事務局長は、申請者に対して却下通知書（様式第3号）により速やかに通知するものとする。
- 4 事務局長は、申請者が第5条第2項本文又は第3項の規定により関連イベントの登録を承諾しないこととされた者である場合にあっては、第2項の規定による補正の命令及び前項の規定による申請の却下をすることなく関連イベントの登録承諾をしないことができる。

(承諾の基準)

第3条 事務局長は、前条第1項の規定による申請がなされた場合であって、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、関連イベントの登録を承諾するものとする。

(1) 申請者（エにあっては、申請者（当該申請者が団体である場合に限る。）の役員等を含む。）が、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- ア 地方公共団体、非営利団体のほか、営利団体・企業等はアイランドシティで活動実

績があること。ただし、事務局長が特別な理由があると認めるときは、その限りでない。

- イ 事業遂行能力があること。
- ウ 特定の政党その他の政治的団体又は宗教団体（関連イベントの登録を承諾しても本市が特定の政党その他の政治的団体又は宗教団体を支持し、又は振興していると認められない場合を除く。）でないこと。
- エ 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- オ 福岡市のいずれかの所属において、名義後援を承諾しないとの措置を受けている期間中のものでないこと。
- カ その他関連イベントとして登録することが適当でないと認められるものでないこと。（疑義がある場合、事務局長は、実行委員会が開催する運営会議の中で審議することができる。）

(2) 事業の内容が、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- ア アイランドシティの魅力発信にかかるイベント等であること。
- イ アイランドシティ内で行われることが望ましい。
- ウ 専ら営利を目的とせず、かつ、参加料負担があるときはその額が適切な範囲内であること。
- エ 特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又はこれに反対する等の活動でないこと。
- オ 政治的な立場等、特定の主義主張に立脚しており、かつ、実行委員会が関連イベントの登録を承諾することにより行政の中立性を損なう恐れがあると判断されるものでないこと。
- カ 法令及び公序良俗に反していないこと。
- キ その他関連イベントの登録を承諾すべきでない特段の事情がないこと。（疑義がある場合、事務局長は、実行委員会が開催する運営会議の中で審議することができる。）

（通知）

第 4 条 事務局長は、関連イベントの登録の申請について、承諾又は不承諾の決定を行ったときは、申請者に対して決定通知書（様式第 4 号又は様式第 5 号）により速やかに通知するものとする。

2 事務局長は、関連イベントの登録の承諾を決定するに際し、次に掲げる条件を付することがある。

- (1) 申請者は、事業計画を変更する場合は、直ちに届け出ること。
- (2) 申請者は、事業の終了後において、実施報告書、収支決算書等、事業の実績に関する書類を求めたときは、速やかに提出すること。

（承諾の取消し）

第 5 条 事務局長は、前条第 1 項の規定により関連イベントの登録を承諾する通知を行った後（事業終了後を含む。）において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承諾を取り消すことができる。この場合において、事務局長は、取消しの決定を行ったときは、登録を承諾された者（以下「登録事業者」という。）に対して取消通知書（様式第 6 号）により速やかに通知するものとする。

- (1) 登録事業者又は関連イベントの内容が第3条第1号又は第2号に掲げる要件に該当しないことが判明したとき。
 - (2) 申請の内容が事実とは異なることが判明したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、関連イベントの登録を承諾することが適当でないと認められる事実が判明したとき。
- 2 登録事業者の責めに帰すべき事由により前項の規定による取消しを行ったとき（登録事業者による当該登録にかかる申請の取下げ又は事業計画の変更の届出により取消しを行った場合を除く。）は、当該取消しに係る申請者については、当該取消しの日以後の関連イベントの登録を承諾しないこととする。ただし、事務局長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 関連イベントの登録の承諾を得ていないにもかかわらず無断で実行委員会の名義を使用した者については、速やかに名義の使用を止めさせるとともに、当該実施の事実が判明した日以後の関連イベントの登録を承諾しないこととする。

（報告）

第6条 事務局長は、関連イベントとしての登録及び取り消しを行った場合は、運営会議へ報告するものとする。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、名義後援の事務の取扱いに関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年5月23日から施行する。